

平成29年度 くまもと・わくわく基金 助成事業のご案内

(熊本市市民公益活動支援基金)

1 助成趣旨

「くまもと・わくわく基金」は、市民の皆様や事業者の方々の社会に貢献したいという想いを寄附金としていただき、NPOやボランティア団体の皆さんが行う公益的な活動を応援するため、登録された団体を対象に、団体からの申請に基づき事業費の助成を行います。

2 助成対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が助成対象事業となります。

- (1) 営利を目的としない公益的な事業
- (2) 地域社会の発展に資すると認められるもの
- (3) 主に熊本市民を対象とした事業
- (4) レクリエーションを主な目的とした事業でないこと
- (5) 個人に金品を支給する事を目的とした事業でないこと
- (6) 平成29年4月1日から平成30年3月31日の期間内に行われる事業であって、その期間内に実績報告書等の提出ができる事業であること
- (7) 当該事業が期間内において、熊本市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと

※ただし、熊本市以外から助成等を受けている場合は、助成対象事業費から熊本市以外からの助成金等を差し引いた金額について助成することができます。
熊本市から助成等を受けている場合は、当基金からの助成は受けられません。

なお、助成決定後に他の助成等を受けた場合は、当基金からの助成を一部又は全部取消し、減額又は助成金の返還をしていただくことがあります。

- (8) すでに着手した事業でないこと

3 冠基金設置のお知らせ

この度、東京エレクトロン九州株式会社様からのご寄附をもとに、冠基金「東京エレクトロン九州・マッチングギフト」を設置いたしました。採択された事業への助成金の一部は、この冠基金から助成いたします。
(東京エレクトロン九州株式会社様のご紹介は、8ページをご覧ください。)

4 助成事業の種類及び助成金総額

◆スタートアップ助成事業

助成対象	助成率	助成金総額 ※1
- 平成 29 年 4 月 1 日現在で、設立 3 年未満の団体が実施する事業（平成 26 年 4 月 2 日以降設立の団体） - 同一団体に対して助成できる年度は、1 ヶ年度まで	10 万円を上限に、10 割補助	50 万円 ※3

◆ステップアップ助成事業（新設）

これまでの活動分野ごとに助成事業を決定する分野指定助成制度を廃止して、新しくステップアップ助成を設置いたしました。

（分野指定助成制度からの変更点）

これまでは、「医療・保健・福祉」などの活動分野に分かれて助成事業の申請を受付、審査していましたが、新しいステップアップ助成は、活動分野の枠に捉われず、様々な市民公益活動を総合的に評価し、よりよい活動に対して助成を行います。

助成対象	助成率	助成金総額 ※1
- 様々な市民公益活動を対象 - 同一団体に対して継続して助成できる年度は、3 ヶ年度まで ※2	25 万円を上限に、事業費の 2/3 まで	150 万円 ※3

※1 上記「助成金総額」は、予定額のため変更する場合があります。

※2 新設制度であることから、継続して助成できる年数は、旧制度である分野指定助成による助成年度を含めずに数えるものとします。

※3 採択された事業への助成金の一部は、冠基金「東京エレクトロン九州マッチングギフト」より助成されます。

5 助成の対象経費

助成の対象となる経費は、助成対象事業に必要と認められる直接的な経費とし、以下の経費とします。

費目	助成対象経費の説明
人件費	助成事業に直接従事した者に対して支出した給料、諸手当及び賃金等。 なお、助成対象額は、「助成対象事業に従事した時間数による」等、合理的な根拠によって算出された額に限ります。 ※ステップアップ助成事業では、助成対象事業に従事した者（被用者）が「役員等」であった場合は、その人件費は助成の対象経費にはなりません。
報償費	助成事業での講演等に要した講師謝礼金、助成事業に直接携わった者（役員等含む）に対する謝金等。 なお、助成対象額は、社会通念上、妥当性が認められる額に限ります。 ※ステップアップ助成事業では、役員等に支出した報償費は、助成対象経費にはなりません。
旅費	助成事業に必要な講師招へい旅費、出張旅費（航空運賃、鉄道運賃）、宿泊費、ガソリン代等。 なお、ガソリン代については、その用途等が明示された額に限って、助成対象経費とします。 ※ステップアップ助成事業では、役員等に支出した旅費は、助成対象経費にはなりません。
役務費	通信費（郵送物の送料等）、運搬費、広告料、手数料、保険料等
事務費	助成事業に係る物件費、材料代、印刷費（チラシ、ポスター等の印刷費）等
使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料含む）、会場設営費、車両等の賃借料等
委託費	助成事業実施に必要なもの（HP 作成等）
その他	その他、助成事業に伴い必要な経費

備考 助成の対象とならない経費について

- 次のような団体の維持運営に伴う経常経費等
 - ・ 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費
 - ・ 組織で恒常的に発生している人件費
 - ・ 日常的な事務作業や団体内部で使用する備品等の物件費
- 補助金の交付決定前に支出した経費
- その他市長が適当でないと認める経費

6 選考について

助成事業及び助成額は、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）が審査を行い、審査結果に基づいて熊本市が決定します。

(1) スタートアップ助成事業

助成金交付申請書等の提出書類（様式第 11 号）にて、運営委員会による書類審査を行い、その点数が高い順に助成金の交付を決定します。

(2) ステップアップ助成事業

助成金交付申請書等の提出書類（様式第 11 号）にて、運営委員会による書類審査及び公開プレゼンテーション審査を行い、その点数が高い順に助成金の交付を決定します。

※ 運営委員会による公開プレゼンテーション審査は、平成 29 年 2 月 16 日（木）に開催予定です。日時等が確定次第、申請団体に通知します。

7 審査について

(1) 審査基準について

項 目	審査基準の説明	配点
市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。	10
事業計画性	事業目的を達成するための手段や方法が適切であり、合理的に事業を実施することができる。	10
公益性	不特定多数の方への利益増進に寄与するなど、公益的な効果が見込める。	10
発展性	事業の持続性や事業効果が広く波及する見込みがあり、事業の拡大や改善等を行いながら発展していく可能性がある。	10
まちづくりへのビジョン	本市に対する愛着と「事業を通じてどのような熊本市にしていきたいか」というビジョンを持った、よりよい熊本市づくりを目指す取り組みである。	10

○「まちづくりへのビジョン」について

これまで、「地域の課題・特性（熊本らしさ）」として評価していた項目を、新たに「まちづくりへのビジョン」に改めて、事業を評価します。

この項目では、熊本市が抱える課題や地域特性を活かした事業だけでなく、全国的な課題や県全体を視野に入れた事業であっても、熊本市にとって「どのような役割りを果たすのか」または「事業終了後にどのような貢献をしていくのか」という点から、よりよい熊本市づくりを目指す事業であるかについて評価します。

※ 対象となる事業は、熊本市民を対象とした事業に限ります。

(2) 審査基準に関する留意事項

- ① それぞれ次の基準点を満たす必要があります。基準点は次のとおりです。
 - ステップアップ助成事業 満点の50%以上 (50点×7人×50%=175点)
 - スタートアップ助成事業 満点の50%以上 (50点×7人×50%=175点)
- ② 審査の結果が同点の場合は、「まちづくりへのビジョン」の合計点が高い事業を選定するものとします。

8 申請期間 平成28年11月16日(水)から平成28年12月15日(木)まで
ただし、第2木曜日(12/8)は除く。

9 受付時間 午前9時から午後7時まで
ただし、最終日12月15日(木)は、午後5時までとします。

10 提出方法 持参により提出してください。(郵送不可)
受付場所 市民活動支援センター・あいぽーと
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

11 申請方法 次に掲げる書類を提出してください。
(1) 熊本市市民公益活動支援助成申請書(様式第8号)
(2) 当該事業年度の役員名簿(様式第3号)
(3) その他市長が必要と認めるもの

※ 様式は、あいぽーとホームページからダウンロードしていただくか、熊本市市民活動支援センター・あいぽーとで申請期間中に配布いたします。

《あいぽーとホームページ》

http://www.kumamoto-aiport.com/kumamoto_wakuwaku/

12 助成事業説明会

申請する団体に向けた事業助成説明会を次の日程で開催します。
多くの皆様の参加をお待ちしています。

- 日時 平成28年11月11日(金) 午後6時から
- 場所 熊本市役所 駐輪場8階

13 審査結果

平成28年3月中旬までには、申請団体にご通知するとともに、あいぽーとホームページで公開します。

なお、採否の理由の問い合わせは、受付いたしません。

14 実績報告と精算手続きについて

- (1) 助成事業が完了した団体は、実績報告書（様式第15号）、事業収支決算書（様式第16号）、事業領収証等の経費の支出を証する書類及びその写し並びに事業の経過又は成果を証する書類等を添えて（以下「実績報告書等」という。）、**事業終了後2週間以内に提出してください。**

※支出した経費については、領収書や支払いを証明できる書類（写し可）を添付してください。

※実績報告書等は、平成30年3月31日（土）までにご提出ください。

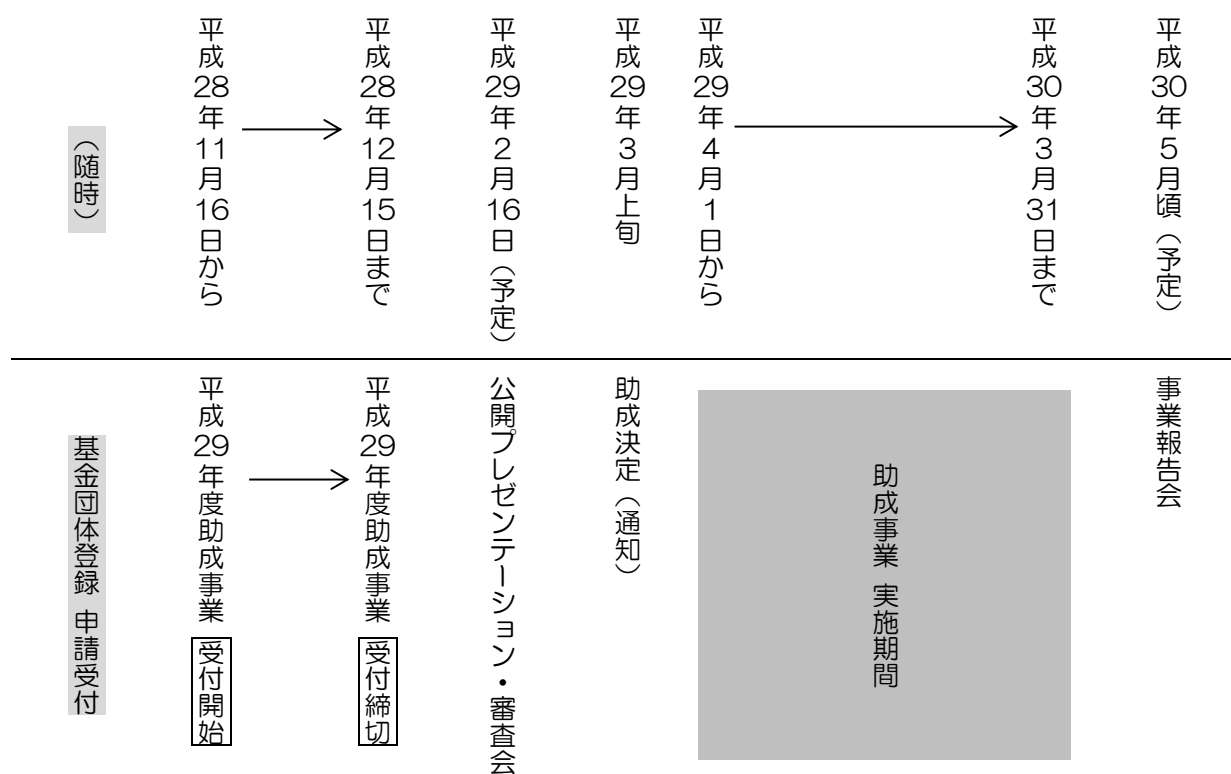
- (2) 助成金の支払いは、原則として事業終了後となります。
- (3) 助成事業の性質上、年度途中に助成金を交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して概算額を交付することができます。
- (4) 助成金の交付決定後、交付対象の経費の内容等を変更または中止しようとするときは、変更等申請書（様式第13号）を提出してください。
- (5) 助成事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書など）はいつでも見られるように整理しておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、助成金の交付に係る会計年度終了後、5年間保管してください。
- (6) 事業終了後、事業の実施状況及び経理状況について、団体の事務所等において、実地調査をする場合があります。

15 助成金の交付取消と返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付を取り消し、返還をしていただく場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 不正な手段により、助成を受けたとき
- (2) 助成目的以外の経費に流用したとき
- (3) 登録要綱に定める登録要件を失ったとき
- (4) 交付した助成金に余剰金が生じたとき
- (5) 助成事業を変更、中止又は廃止したとき、若しくは、助成事業が予定期間内に完了しないとき
- (6) 助成対象事業が熊本市の他の助成等を受けていたことが判明したとき
- (7) 助成対象事業が熊本市以外の助成等を受けていて、その合計金額が助成対象事業経費を超えていることが判明したとき
- (8) その他、熊本市が定める要綱に違反した場合

16 平成 29 年度助成事業のながれ



17 その他

- (1) 公正性、透明性を高めるため、助成金交付申請書や実績報告書等の提出書類及び助成事業の内容、成果等は公開させていただきます。
- (2) 交付を決定した団体については、助成金を活用した事業の実施状況の報告会やあいぽーと情報誌等へのご協力をいただくことがあります。
- (3) 助成事業の実施にあたり、パンフレット等に当基金の助成を受けていることの掲載をお願いします。

【記載例】

“この事業は、熊本市市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）及び同基金内に設置された「東京エレクトロン九州・マッチングギフト」による助成を受けています。”

18 個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報の利用及び管理は「熊本市個人情報保護条例」に基づき適正に取り扱います。

19 寄附をいただいた方のご紹介（平成 27 年 11 月から平成 28 年 10 月まで）

※ お名前の公表にご承諾いただいた方のみ、掲載しています。

【冠寄附者】

東京エレクトロン九州 株式会社 様



『東京エレクトロン九州・マッチングギフト』

この基金は、同社の「地域における社会的課題の解決に積極的に取り組むNPO等を支援することにより、健全で豊かな地域社会の実現に貢献することを目的とする」というNPO等支援事業に対する想いから設立されています。

企業概要

同社は、1991 年に東京エレクトロン九州株式会社として独立され、付加価値の高い製品をいち早く開発し、また、高品質・低コストの製品を供給することで、高い収益を生み、次世代装置開発への投資を積極的に行ってこられました。

「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」という基本理念を基に、今後も大きく発展するエレクトロニクス産業という市場のなかで、「人」、「技術」、「社会とのつながり」を大事にされながら、成長と新分野への挑戦を続けられており、それと同時に、地球環境保全活動、地域社会への貢献に尽力されています。

社会貢献

東京エレクトロングループの環境に対する考え方や方向性に基づき、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運営、水資源涵養のための植樹等の環境活動や、熊本城マラソン、「青少年のための科学の祭典」等の地域イベントへの協賛など、様々な市民活動を実施されています。

また、2009 年度より行っておられる、従業員からの募金や会社の拠出金をあわせたマッチングギフト寄附の中から、熊本市市民公益活動支援基金にご寄附いただき、当冠基金の設置に至っております。

冠基金のご紹介

いただいた寄附金 100 万円は、冠基金『東京エレクトロン九州・マッチングギフト』としてスタートアップ助成及びステップアップ助成に活用させていただきます。

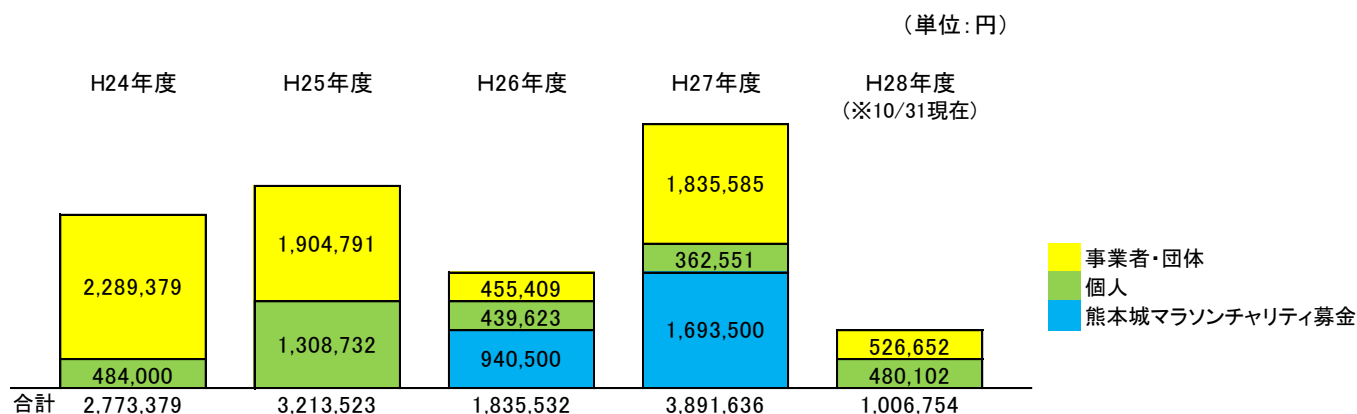
【事業者・団体】

- ◇ OA 通信サービス 株式会社 様 ◇ 株式会社 お菓子の香梅 様
- ◇ 熊本シティエフエム ◇ 株式会社 熊本市リサイクル事業センター 様
- ◇ 株式会社 サンワイテック 様 ◇ 株式会社 パースト24 様
- ◇ 株式会社 宮食 様 ◇ 熊本新明産業 株式会社 様
- ◇ 熊本りんどうライオンズクラブ 様
- ◇ 有限会社 石翔 様 ◇ 有限会社 オー・エス収集センター 様

【個人】

- ◇ T&T 佐々木 崇 様 ◇ T&T 丸山 泰右 様
- ◇ 赤峰 律子 様 ◇ 磯畑 周作 様
- ◇ 猪口 浩二 様 ◇ 上村 博之 様
- ◇ 浦田 憲治 様 ◇ 清田 圭一 様
- ◇ 桑野 恭輔 様 ◇ 小島 秀樹 様
- ◇ 澤村 知範 様 ◇ 島村 武志 様
- ◇ 白石 順也 様 ◇ 杉本 幸生 様
- ◇ 高智穂 さくら 様 ◇ 谷川 麻美 様
- ◇ 谷崎 謙一郎 様 ◇ 土井 和子 様
- ◇ 徳山 理恵 様 ◇ 永松 欣一 様
- ◇ 中村 正昭 様 ◇ 野口 信太郎 様
- ◇ 東 広大 様 ◇ 福嶋 誠也 様
- ◇ 藤本 朋浩 様 ◇ 堀 史 様
- ◇ 益岡 宏規 様 ◇ 松江 慎太郎 様
- ◇ 松岡 洋一 様 ◇ 松本 富士男 様
- ◇ 丸山 晃子 様 ◇ 水野 直樹 様
- ◇ 村上 瑞紀 様 ◇ 山崎 直樹 様
- ◇ 吉原 徹 様

参考：これまでの寄附額



20 社会貢献型自動販売機の設置事業者のご紹介

設置事業者名 (敬称略)	設置台数
株式会社 パスト24	26台
有限会社 石翔	1台
株式会社 宮食	2台
有限会社 オー・エス収集センター	3台
熊本新明産業株式会社	3台
熊本市リサイクル事業センター	5台
株式会社 お菓子の香梅	1台
株式会社 OA 通信サービス	1台

21 寄附金付自動販売機の提供事業者のご紹介

提供事業者名 (敬称略)
コカ・コーラウエスト株式会社
サントリービバレッジサービス株式会社
西日本ビバレッジ株式会社

提供事業者とは・・・

くまもと・わくわく基金に賛同し、寄附金付自動販売機の設置や寄附額の報告並びに寄附金の支払等の事務の代行にご協力をいただいている事業者です。

【お問い合わせ・申請書類提出先】

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

電話 096-366-0168

FAX 096-366-8830

あいぽーとホームページ

URL http://www.kumamoto-aiport.com/kumamoto_wakuwaku/